

1. 業務名

(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る将来ビジョン「知の集積エリア」具体化検討業務委託

2. 業務目的

本町では、半導体企業集積に伴う今後の経済発展や人口増加に対応するため、アーバンスポーツ施設をはじめとする「菊陽杉並木公園の拡張整備」、新たな交通拠点となる「JR 新駅の設置」、「駅を中心とした市街地整備」の取組を進めている。

特に「駅を中心とした市街地整備」においては、町が施行を予定している(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業と一体的に半導体企業集積にふさわしい先進的なまちづくりを行うことを計画している。

この先進的なまちづくりを実現するため、まちの将来像を描いた「将来ビジョン」を策定し、現在は、民間企業で構成する複数のコンソーシアムと「将来ビジョン具体化」に向けた事業検討パートナー協定」を締結し、「将来ビジョン」の具体化に向けた取組を進めているところである。

一方で、熊本県が令和7年3月、「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定し、分散型サイエンスパーク構想を公表した。本町の「駅を中心とした市街地整備」と、「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」の取組は、密接な関係にあり、本町が掲げる将来ビジョンの「知の集積エリア」においても、人材や研究者が集まる魅力的なエリアにすることが求められる。

本業務は、本町を取り巻く環境、求められる役割が変化してきている中において、エデュテインメント(※1)機能の検討や教育、研究機関等誘致に向けた機運醸成など、「知の集積エリア」を具体化することを目的とする。

※1 娯楽でありながら、娯楽と関係ない分野の教育として機能するようなエンターテインメントの形式。

遊んでいる、楽しんでいるといつの間にか自然に知識がつくもの。例としては、子供向けの体験型博物館や教育的な遊戯施設などが挙げられる。

3. 業務にあたっての留意事項

(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業施行予定区域は、現時点で市街化調整区域であり、土地区画整理事業に係る事業認可等の手続が未済である。このため、当該業務委託においては、本町が提示する「将来ビジョン」に基づく内容に応じて業務を行うこと。

また、「将来ビジョン」については内容に変更が生じる可能性があることに留意すること。

なお、本町は、令和6年11月28日付けで将来ビジョン具体化に向けた事業検討パートナー協定を2者と締結しているため、検討事項については町及び事業検討パートナーと協働し進めること。

4. 委託期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

5. 業務内容

(1) エデュainment機能の提案

「知の集積」の実現に必要なエデュainment機能の具体的提案を行う。

(2) 教育、研究機関等誘致に向けた機運醸成

教育、研究機関及びエデュainment機能の誘致を目的に機運醸成に資する取組(講演会、フォーラム等の企画・開催)を行う。

(3) 知の集積エリアに係る提案内容調整に関する協議

本業務受託者は、知の集積エリアに関する内容につき、町が開催する協議体に参加し、提案内容のすり合わせ等を行う。

6. 成果品

想定する成果品は次のとおりとする。

(1) エデュainment機能の提案書

(2) 教育、研究機関等誘致に向けた機運醸成及びスケジュール提案書

(3) 提案内容調整に係る協議記録

7. その他

(1) 業務管理

① 受託者は、本業務を円滑に進めるため、十分な知識と経験を有する者を配置すること。

② 受託者は、業務の遂行に当たり、本業務に係る関係法令を遵守しなければならない。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

受託者は、業務中に生じた事故並びに町及び第三者に与えた損害に対して責任を負い、町の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。

(4) 資料の借用

受託者は、本業務に必要な資料で、町が所有している提供可能な資料について借用を申し入れることができる。借用に当たっては借用書を提出し、借用期間中は適正に管理するとともに、業務終了後速やかに返却しなければならない。

(5) 成果品等の帰属

本業務で作成された成果品及び成果品に係る権利は、町に帰属するものとする。受託者は、町の許可なく他に公表、貸与及び使用してはならない。

(6) 疑義の解決

本仕様書に記載された内容に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、受託者は町と協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

(7) 業務完了報告及び完了検査

受託者は、業務を完了したときは、町に対し業務完了報告書を提出しなければならない。町は、業務完了報告書を受領したときは、完了検査を行い、検査に合格したときは、受託者に対し検査合格の通知を行う。

(8) その他

- ① 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果物に不良個所が発見されたときは、受託者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、協議の上実施すること。